佐渡物産志

三

859
32

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32

ガラス使用

859-31

佐渡物産志

三

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32

ガラス使用

右鏈作り立てへた一口五荷宛(づ)掛段は如へ持系
ゆゑ積ゑ重ね置ゑを山方役出目付役出番和役
立會の上山師右鏈一とり二とり廻しを指ひこ付
其鏈立荷掛段五厘或百目有之ゑへた風袋(ふうたい)
或百目引正五厘目是丸立荷ゆへ荷賣の節
の出段を掛け何百何拾目と見て又五銭掛五
荷の鏈代を相極て貫目掛段正五厘五百目にて
ゑへハ丸立荷の厘目五厘目に割立荷一歩
となり又正四厘五百目五ゑゑゑへハ五に割九歩

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

右作業の方法を鎖混乱(こんらん)之れ無き別合役(こと)之(こと)を以(もっ)て令(こと)活(かつ)者(もの)の鎖(くさり)ハ角(かど)より一文字(もじ)位(くらい)の数(かず)ハ何(なに)と雖(いえど)も之(これ)を曰(うち)の裏(うら)と唱(とな)へ活(かつ)者(もの)の鎖(くさり)ハ山形(やまがた)二(ふた)つの字(じ)の如(ごと)く何(なに)れの方(かた)ハいろはを以(もっ)て定(さだ)めたる鍵上中下(かぎじょうちゅうげ)共(ども)何(なに)れの字(じ)中(ちゅう)鎖(くさり)又(また)中(なか)ハ

と唱(とな)ふ此(この)表(ひょう)ハ記(しる)し山(やま)ゆへの主(しゅ)要(よう)唱(となえ)鎖上中下(くさりじょうちゅうげ)を以(もっ)て記(しる)し帳面(ちょうめん)ハいろは付(つけ)致(いた)し有(あ)之(これ)鎖(くさり)掛(かけ)数(すう)之(これ)順(じゅん)序(じょ)ニ付(つき)合(あい)一口(ひとくち)完(かん)取(とり)致(いた)し要(よう)帳遣(ちょうつか)ひの鎖(くさり)の改(あらため)帳場(ちょうば)減(げん)ずる節(せつ)ハ右(みぎ)の如(ごと)く取(とり)扱(あつかい)ひ山(やま)の神鎖(かみくさり)と云(いう)ハ荷分(にぶん)の良鎖(よきくさり)採場(さいば)へ擬(ぎ)附(ふ)一荷(いっか)の内(うち)印(しるし)の鎖(くさり)ハ其(その)荷(に)の字(じ)ニ付(つき)鎖(くさり)弐(ふた)つ宛(ずつ)を以(もっ)て弐拾五荷(にじゅうごか)迄(まで)ハ弐(ふた)つ宛(ずつ)弐拾六荷(にじゅうろっか)より五拾荷(ごじっか)迄(まで)ハ三(みっ)つ宛(ずつ)五拾壱荷(ごじっいちか)より百荷(ひゃっか)迄(まで)ハ四(よっ)つ宛(ずつ)百壱荷(ひゃくいちか)より百五拾荷(ひゃくごじっか)迄(まで)ハ五(いつ)つ宛(ずつ)百五拾壱荷(ひゃくごじっいちか)より弐百荷(にひゃっか)迄(まで)ハ六(むっ)つ宛(ずつ)弐百壱荷(にひゃくいちか)より弐百五拾荷(にひゃくごじっか)迄(まで)ハ七(なな)つ宛(ずつ)弐百五拾壱荷(にひゃくごじっいちか)より三百荷(さんびゃっか)迄(まで)ハ八(やっ)つ宛(ずつ)三百壱荷(さんびゃくいちか)より三百五拾荷(さんびゃくごじっか)迄(まで)ハ九(ここの)つ宛(ずつ)三百五拾壱荷(さんびゃくごじっいちか)より四百荷(よんひゃっか)迄(まで)ハ拾(とお)宛(ずつ)四百壱荷(よんひゃくいちか)より四百五拾荷(よんひゃくごじっか)迄(まで)ハ拾壱(じゅういち)宛(ずつ)四百五拾壱荷(よんひゃくごじっいちか)より五百荷(ごひゃっか)迄(まで)ハ拾弐(じゅうに)宛(ずつ)五百壱荷(ごひゃくいちか)より五百五拾荷(ごひゃくごじっか)迄(まで)ハ拾三(じゅうさん)宛(ずつ)五百五拾壱荷(ごひゃくごじっいちか)より六百荷(ろっぴゃっか)迄(まで)ハ拾四(じゅうよん)宛(ずつ)六百壱荷(ろっぴゃくいちか)より六百五拾荷(ろっぴゃくごじっか)迄(まで)ハ拾五(じゅうご)宛(ずつ)六百五拾壱荷(ろっぴゃくごじっいちか)より七百荷(ななひゃっか)迄(まで)ハ拾六(じゅうろく)宛(ずつ)七百壱荷(ななひゃくいちか)より七百五拾荷(ななひゃくごじっか)迄(まで)ハ拾七(じゅうなな)宛(ずつ)七百五拾壱荷(ななひゃくごじっいちか)より八百荷(はっぴゃっか)迄(まで)ハ拾八(じゅうはち)宛(ずつ)八百壱荷(はっぴゃくいちか)より八百五拾荷(はっぴゃくごじっか)迄(まで)ハ拾九(じゅうきゅう)宛(ずつ)八百五拾壱荷(はっぴゃくごじっいちか)より九百荷(きゅうひゃっか)迄(まで)ハ弐拾(にじゅう)宛(ずつ)九百壱荷(きゅうひゃくいちか)より九百五拾荷(きゅうひゃくごじっか)迄(まで)ハ弐拾壱(にじゅういち)宛(ずつ)九百五拾壱荷(きゅうひゃくごじっいちか)より千荷(せんか)迄(まで)ハ弐拾弐(にじゅうに)宛(ずつ)

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

各々ニ付山方役闕或本入上納前ハ鏈相定
ニ分ニ付と中闕ニ本入ニて当リ作鏈を山ハ
神ニ定上納ニ相成ニ依之或拾五荷擬なれハ
或拾六荷と鏈作りいたし作ニ外ニ是ニ准し古来
ハ右鏈金銀山鑄寺大山祇神主へ代下ニ変ニ
後大山祇へハ法祈禱料被下ニ鏈ハ公納ニ
相成ニへとも古来の銘目ニて山の神鏈と云
但し当時ハいの字ろの字ハ一口ニて或拾五荷
以上撰ニニハ限ら以正鏈或拾五荷以上ニ荷
つゝと定め何鏈ニても縦令拾五叺五ニ之内

荷ニ付の節一荷掛段正拾匁目有之少ハ
拾五叺ニて百五拾匁目之是を或拾五荷ニ付
外ニ荷合或拾六荷ニ成定法の目安ニて割
付ニへ五匁七百目全と成則是山の神鏈の
匁目由へ正ニ荷ハ匁目五貫目ニ割ニ荷
ニ分四厘と成ニ賣ニ段を掛け代銀右極下
扨元百五拾匁目の内石五匁七百目引作詠
百四拾四匁三百目を拾五叺の一五ニ割九匁
六百ハ目と成ニ是を五匁目ニ割一叺の正入ニ
荷九分或厘四毛と成是ニ賣ニ段を掛又

一 拾五を掛者惣鏈代相極
領前鏈と云ハ間歩ゝ山師へ十分一の積りて
被下仕を山師領前鏈と云前方ハ荷賣の節
惣数此惣段に應し惣段相極買石の者致
入れゝ依之荷ヲけの節何處の鏈にても相一
にヲけ其内壹ツを領前にとり惣数の鏈を
打込集め鏈荷に絶り立正然同相致代銀
相極是又五ゝ此訳にて出分を納に相成然処
当時を別段に鏈を分ゝ義相止ゝ代銀ハ勘
定にて相ヲハリ仕

一 掃溜鏈と云ハ古来大盛にて数多出荷分の
節作り相謝ゝ詠に落墨鏈掃集買石へ
賣代銀を公納に相成ハ変ニ後ハ掃集種とも
及ハ後と二付百分一の積を以ろなこより領前
同前に差出し惣に領前鏈買石へ相渡し
領前鏈と一所に作り立ゝ然是又當時ハ其
儀に及ハ代銀ハ勘定にて相分リ仕

一 洗とべ惣吉とべとも と云ハ荷賣の節買石とも数ゝ
の鏈同利の節打砕き掛杉子にて水筋沽物
容子見仕廻にて何是も洗桶の中へ打あけ

誨りを云集買石へ奥渡し惣吉といふハ
家々を祝ひたる名なり

一 三く建鏈と云ハ間切にて鏈に切當る惣姉
初る鏈出る時吾根子注をの為法當処へ鏈
数三ツ出る古法にて是を云れ鏈と名付

一 筧鏈と云ハ諸山の鏈金銀吹味(ふきあじ)ためしの
為壹ヶ年四度二月五月八月十月家々此鏈を立合
間歩より武荷ツ出るを云右鏈法陳屋中
法門乃内へ持出左右へ已け置歩々の鏈壹荷
つゝ並へ並ゝへハ山方役法目付役立會ゝ上閣を

入當りに桝をハ公納と定不當鏈ハ置歩
ゝに山師へ於下に古法にて當時ハ無之

一 常ん今に鏈と云ハ技鏈の事を云以前他國ら
山稼に余ゝ玄富と中者鏈を盗銀山内を
迹出る事 都是により盗鏈の名に中來ゝ

一 脇山鏈分けの次第脇山といふハ當時附山の
數にて法稼間歩の外臨時に自分入用にて
留ぶ此開歩に付相稼に而我元間歩よりさ
して中習しに名之是あの稼にハ鏈分けの
儀も左の通法定有之當時も其極なく皆々

佐渡山同根なり

鏈壹荷ニ付代銀或分ニ壹匁九ヶ迄ハ十ヶ九の分にて一の分上納同或匁ニ三匁迄ハ八ヶ七の分ニ當一の分上納同三匁或ハより六匁迄ハ七ヶ六の分ヶ當一の分上納同六匁或分ニ拾匁迄ハ六ヶ五の分ヶ當一の分上納同拾匁ニ廿目迄ハ五ヶ四の分ニ當一の分上納

右の外ハ壹段并山の根子に寄り此分ヶ所に何程の處にても始る出ニ鏈ハ先ハ五ヶ四の見付ニ

一

鏈代銀估分勘定

鏈代銀拾壹貫百目

内

六貫目　上間鏈代　四六の六之

四貫目　可那ニ者鏈代　四六の四之

壹貫目　山師銀者鏈代　十分一の分

内　五百目　上納ニ成ル分　五之の五之

五百目　山師へ上ル分　同所

百目　掃海鏈代　百分一之　一番上納

右の割合付言何程にても其に割銀者掃海の分是をのそき殘りへ六を掛け上納

四を掛ての形こ前 銀前八十ヶ一掃溜ハ百ヶ
一と知之候しこゝに割ゆゑに六半をかけ夫に
掃溜の百歩一を加へ上納鏈代斗を知る

一 番所間歩ニ付 無役人并山師雲外
愛岡は庭下役の者六平日晝夜相詰諸
御用相勤ハ而依之何間歩は番所といふ是ハ
公儀は普請(ふしん)にて愛地外囲(かこい)杯ハ長崎塀或
ハ柵(さく)を結(ゆひ)通路を笈想して愛岡とも勧の者
は番所を出入いたして根子は絶(むすり)召之入口にまゝこ
ぎとて木戸横に渡し出入の者跨(まゝ)まゝ根子致

無ハ是ハ法入用物并鏈の類と云出者不自由に
成ゝめ仕事、古法之法番所内庭の有何是にて
も又概或百に三間ゝゝい用ひ作に諸法用物入
無ゝ是を蔵と云 油燈心鑽(とうしん)(こうぬ)未ハ箱立有之
入無ゝ前賣の節本封鏈入無ゝ大箱立も
有之ハ

御番所にあるを法入用諸道具大概圖未に出す

一 岩廻し桶 口の拾滴し内法一尺三寸底差滴し内法
壹尺壹寸高サ内法一尺八寸
但し寸法不分こゝ箱の廻りに
法役所桶の字焼印有之
是ハ銀山法入用岩廻の有方ゝ毎日法番

而へ相納、蓋廻しを云ふ壹儀の入れかり 段々
桶之是を越中樽と云此樽にて四石五七分
入を正壹儀と云

一 廻し桶并歩桶

是ハ已前ハ家内に掘山樽垂げ岡へ揚る事
に付穿子とも頂揚に掘山を要処役法番而
にて入れかり段々桶にて炭廻し桶同様法役
所の焼印有之歩桶と云ハ加茶こ法乗家
にて大工の穿に鍵を斗り作る樽垂て安樽
とも当時無之

一 大穿子廻し桶寸法

口の差渡し内法壹尺三寸三分底の指渡し内法壹尺
或寸三分高さ内法壹尺壹寸

一 小穿子廻し桶寸法

口の差渡し内法壹尺或寸底の差渡し内法壹尺一寸
三分高サ内法九寸七分

一 かせ板

是ハ右同所岡へ頂揚、掘山を入る事なれの
寸法を設く板にて此板を加波吉へ入寸法少
きかまたハ為持中さ法に古法にて当時ハ
無之是も法役所の焼印有之

一 大穿子吹かせ板寸法

一 小穿子吹ク世板寸法

肩横巾壹尺七寸五分、廣横巾壹尺六寸八分
竪壹尺三寸八分板厚さ肩八分底六分
肩横巾壹尺六寸底横巾壹尺五寸竪壹尺弐寸
弐分板厚サ肩八分底六分

一 大工札　穿子札

是ハ大工札ハ竪三寸横弐寸厚さ五分位
の木札にて表に差組の数名を認(しるより)大工
の名年所付裏にハ間歩の名を記し法
数所の大印五之是を加ゑこの者ハ大工
にもこせらて御番所へ入ニ節ハ数処へ上げ
させ申候ニ付相段人数相極帳面に記し乗申候

数内仕事相仕廻揚りと節法書所へ相渡り
こへハ右名前の札相渡せし申候穿子札も右
に准し鑽(さん)通ひハ小判形丁場穿子手傳
穿子ハ角切るとて形を替へ札子名所并
何穿子と銘目を記し法書所へ揚ニ是
まて働ゑこれ論数上りの節行りこへハ相
渡しせらるに尤穿子入ニ節ハ請負方のもの
無銭穿子壹人ツヽ名前呼入ニ銭法書所
帳面に記し申候

一 大工札箱

是ハ朝夕大工入ニ節名所書記木札上ケ
ニを改入ニ寄子も右ニ准ル

一 斤量
是ハ荷揚其目并荷賣荷分の節鍵
其目ニ掛設ニ用ヒ

一 洗板　洗馬　洗桶
是ハ荷賣の節洗馬の上ニ洗板を敷き
買石其差ニ所鋪理道具なり

一 鍵箱立
是ハ荷賣の節本封鍵入ニ大箱立ニ

御番所庭ニ堀埋(ホリウヌ)之

一 油箱立　鑽箱立
是ハ法事不掾先ニ仕付ニ之油鑽燃心ニ
の法入用ニ入ニ

一 油升　油杪　油きし
是ハ油斗ニ其右用ル

一 大山刀　鍼　玄翁　掛矢　唐鍬
鶴嘴　根入鑽箸　穿槌　矢割鑿
山目
是ハ皆ニ愛岡善請の節山岡の者ニ用ヒ

一 作鉄道具之 安内普請のるを想して山
安普請と云又普請丹之所を丁場所と云
ゝ屋ん
是ハ親世よりまして兜の下邊の如く組立
安内雅返の節路を打さる為かふ里中ハ
役人山師安岡出雇の者ハ如ふりく
事不相成古法之

一 安木殷々の名
壹丈五尺 長壹丈五尺 廻り壹尺七寸 大壹丈 長壹丈 廻り壹尺七寸
大弐間 長弐間 廻り一尺六寸 九尺 長九尺 廻り一尺

矢木 長六尺 廻り壹尺四寸
是ハ安岡とも普請に相用ひ材木にて
多く栗楢の木我用ひ安山場所により
柱を立ちを殷木と云 桁を渡しハを押木と云
其の如く横に渡しハを須かせと云柱との間
ふ動よふに今を間切張と云土砂おさへの為
矢木を細く割須かせの外へさし並へハをさし
矢と云 天井をさしふさ記らを薄矢と云

一 階子
是ハ大きな安木に是掛りの階を付安内

穿下り足掛り無之所ニ掛けて往還いたし候尤重荷負ひ候節も上下致し深鋪ヘハ何本も掛渡し候右階子幾本を連といふ階子拵ふるを刻（きざ）むと云山師共之鋪内普請場の名

一 打かく

是ハ鋪之入口ゟ之通路の内井のごとく立穴ニて右乃階子もおよひ兼候所ハ穴の横ニ渡し從り留木を横ニ打込段々下りあき根ニ足のつまニ打こゝるを打かく

を張と云穴の広狭ニより留木の大小等相用ひ候

一 栖楼（せいろう）　落穴　立穴

栖楼ハ天井へ真直ニ縿上り候所を云落穴ハ鋪通へ深くおり候を云立穴ハ真ニ井のごとく穿り下り候処を云根の所ハ階子をかけ遣ひニ張りあるひハ左右へ又ハ留木を四方ニ張り足掛りニ致し往還いたし候岩山を右の通穿通り候ハ真仮地山ニ打られニ張候へとも土山の中を右

の通り窠り下りて八四方より土石押出し
まより四方に股木を立て引き木を
さし海山に致し股に下りに是を四ツ桙
と云平地を右の通り海山にて間切の如く
迎ひを八四ツ棚と云此番請致るものを棚を
縫と云棚を板と云ハ向へ四尺縫出しに
ものを云三尺棚或尺棚と云も場所により
有之

一

棚

是ハ前段地山弱く落石なと有之而我

留木を以下より丈夫に海へを海棚と云海
内右留山落込ハ処有之段々向へ海にて
云所或ハ繕ひを縫棚とも縫返しとも云
土石落かりに処前に海木を立矢木を
渡し落込さる根囲ひ山ものを袋棚と云
海ひ往還の階子股々下へ掛縫に処に
ハ階子の掛り無之に付階子一連に棚を下
つゝ付る棚を棚へ階子を掛残る者を歩
行棚と云又海内往還の内古来穿掛
とて深穴のよふなる通り難き而ハ橋の

むとく棚を付て是をも歩行棚といふ大体
打かいまて通路いたしに處ハ通り打かい
と云

土佐末

是ハ何邑の習歩にても段々穿て他
山へぬけ合ふ所ハ境目又ハ一間歩の
内にても境目矣論是之場所にハ木
戸を結にて双方法蓋和役山師立合
封印付てを土佐末と云何とも義か如
所中家に

一

諸郎

これハ数内にて雙方の境又ハ地山弱く
宰ふこへハ巌邑底大痛に成ゆへ建ふ之
所も地山の強こそ穿り破し来てをいふ
これに依て毎諸郎と名付け手を付不
中に数内廣所ハ数年相立て内にて自然
と地山に割目出来水廻りこへハ底辺に
そのゆへ十枝の所へハ筍木にて囲し成
付ることと宰持て石成詰無て是を柄山
諸郎と云地山弱きといふハ一号ツての石

百石之水廻りに得た自然と屈げ落る
是を屈て落と云土山の事をも弱き
山所といふ

一 出丁場　佐渡所建績入口に在り
是ハ荷賣の荷買石とも相結出り鏈目
利いたし而我いふ當時佐渡所内にて
致目利ゆゑ付此名なし當ぐ洗場と云

一 横引場　佐番所裏釜此口脇に在り
是も已前ハ佐雇(やとい)安役人の内詰所在安
ゝより負揚ゝ鏈并安内佐番請の者

と里捨ゝ土砂筈負揚ゝ案子此安数を
蛇面に記し相改ゝ所を云此儀当時ハ
これなし　鏈ハ御安所にて改ゝ捨ゝ
而志無目持いたし作

一 鍛冶小屋　御番所裏に有之
これハ鍛冶の者晝夜相詰鑽(ふかま)焼立て
処を鞴(ふいご)を居おき吹立て所伐培土(ゐど)と云
此所ど一ツに鍛冶或人つゝ所在鑽焼立
新鑽とて打立の候にてハ鐵甘(あま)く用
ひゝ儀ふ相成ゝ付割刃(ひりハ)とて刃鉄(たうま)を厚

さきじ竪五分横三分程に切こ亜こ銭
新鑽の先を焼なまし鑿(のミ)にて割その
口へ右割刃を挾ミ祢だ土を付又石どへ
入焼こて鎚にて打こへハ刃の祢付ハ付
又こ焼なまし鎚にて先を丸く錐の
ことくに打立これを焼鑽と云さて鑽
数内にて清らひ鑿(のミ)先損しハ是をち
ひ鑽と云て又鍛冶小屋へ出し刃鉄
痛しハ入替うち出しいく度もかゝの
ことくいこしまひこへハ段こと鑽減り

こて目形も悪く長さも短く右成り用
うこゝ言成中ハこれを鑽小と云一十目斗
海垂翌十日中右鉄小をとりあつめ
武本を壱本に打出しハ是を合鑽と名
付新鑽同様にあひ用ひ新鑽と鉄
小との間を中鑽といふ

一 建場 法書所裏子何りかなる 自分考請なり

是も委細前件に考之

一 とへ小屋 法書所ハこれあり とへのその自分考請之

出ハとへのその鏈撰立ハ所なり

委細前仲に是あり

山師絵図師振(たん)姫師愛国法雇之者
金外銀山一称り拍り仆者銘同 并
法宛(あてふ)行之訳

一 山師拾弐人

一五人扶持　味方孫太夫
一三人扶持　味方与次太郎
一三人扶持　松木久太郎
一三人扶持　秋田権右衛門
一三人扶持　小川吉郎右衛門
一三人扶持　村上喜十郎

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

一　三人扶持　和田十郎左衛門
一　四人扶持　下田清次郎
大坂仁市郎
嶋川惣之衛
喜多政四郎
平崎左衛門

一　三人扶持
一　三人扶持

右山師の儀古来他國より銀山切者成者共残し山所残見立自分入用を以て間切をきて間歩口を初へきて数ヶ所大盛を得銀山長久致しに尤国窮致者へ志御公儀より望ハ手当も無之ゟ得とも金銀自分にて切出し山の義ゆへ無筋ハ山主と唱へ当時当國佐渡のその筆も手当にて抱へ可なくとも下代同前に抱金当不稼残弱け無話いこさせる事にて佐公儀へハ山所により鏈代佐分けの訳これあり上納銭代差上れ稼中に不後ゝ山主自分にてハ稼方れ續ぐこき頭として山所の出ゝ佐公儀へさし上是より御至山に相成り山師の義も由緒

ある者ハ其之今の上先祖のそのより
大功有之儀をもつて銀山一体ハ設け
愛國の差配いたし相役御付数代相
續致し相勤中に席順の義ハ山師仲
ヶ間家柄にて年功の差別なく右の通
定席に相成居り中に月歩ニ入りにて
又ハ月歩にて勤功により古来より
山師へハ領前にて出錐のうち十分一
被下起ニ如銀山不盛打續ニ付銀山
も少分に相成り困窮いたし勤續加ニ

一

神ニ付十三年以前宝暦元来年ハ手
当として右銘ニ付扶持ニ被下ニ中に
ハ手当無之山師ニ義ニ当時も銀山錐
代よりしく中請ニとのみにて此ニ

絵圖師壹人

壹ヶ月

一 或人扶持
ハ給鋳壹是三百七拾或文
是ハ銀山一体絵原ハ用相勤ニ者
にて見分に有之ニ就ては山方役差圖
を以て愛國とも言場所へ所越し相勤

中に

一 振鉅師壹人

壹ヶ月

一 武人扶持

佐給銭壹貫三百四拾八文

山下教左衛門

是ハ銀山間切切山煙（ぶりぬき）貫等無じて振鉅

下ヶ墨（すみ）すゝ中石高下ホミ丈尺相極勤

方すゝ依之家内領分ホ引分け佐習

切迎致ホの蓋山方役差圖を請場取へ

其紙御用相勤中に

一 帳付壹人一ヶ月

佐扶持方三斗

佐給銭五百四十一文

是ハ佐賣所ニ相詰其在請佐用事物

いまし荷賣荷分けの蓋尤無場所ニ

能出勤定数書ホ致しに

一 油番壹人一ヶ月

佐扶持方三斗

佐給銭百三拾六文

是ハ佐入用油鑽燈心ホ預り数ニ方なこ

其へ右入用取佐賣所役帳面に記し

相渡しに度々差圖の通り油斗り渡

しに尤荷賣の本封鎹も油賣掛市段

箱（たゝ）立へ入買石とも封印為致預り荷

分ヶの蓋封きまゝのなこ共へ相渡し以前

之佐渡所内入口に詰る在出入のもの段々
古法なり

一 夜役人所　穿子を所　壹人　一ヶ月　佐扶持三斗　佐給銭五百四十壹文
山夜所　壹人　一ヶ月　佐扶持三斗　佐給銭七百三拾弐文

是者穿子を山夜之内功者成者を撰ミ
頭にいたし乗て佐稼方等を諸事夜
岡を話致し穿子を山夜此働方并
穿子之を方等差圖いたし

一 穿子遣　壹人　壹ヶ月　佐扶持三斗　佐給銭百三十文

是ハ夜内へ新城穿子此働方差別致し
之の人且夜廻りとて此穿子を并山夜
之内武三人ツヽ晝夜夜之右廻り大工
穿子此働方右段并夜之の容子佐渡
所に右所之荷分乃其も右の者共の内
鍵作りに場所へ出世話致しに是を鍵
当と云壹人宛当当越極右勤

一 山夜　壹人　一ヶ月　佐扶持三斗　佐給銭五百四拾八文

是ハ夜之佐渡詰所岡山成ハ川通り
御普請に乗出て傳穿子のその差別致

相勤るものへ

一 樋番匠　壹人　壹ヶ月　佐扶持弐斗　佐弦銭五百文

是ハ佐入角の樋を拵(こしらへ)数内にて樋痛中
小時志晝夜に加きて須数内へ張越繕
立て当時志樋是なくて得とも右神川
通り居ず諸被(そん)損物繕ひ出致し候

一 小遣　壹人　壹ヶ月　佐弦銭壹貫五百八拾四文

是ハ佐番所詰の者の食事夜具才持
遅ひ居ず小用相達し候

一 荷ひ者　壹人　一ヶ月　佐弦銭弐百六拾七文

是ハ已前ハ前段に記候通り上納方の
鍵山口丸くて得る日の日まで預り相当候
者にて処迄来ハ佐番所の内に鍵差無之付
佐番所へ相詰是を立扱せ話并佐番相勤候

一 鍛冶　壹人　壹ヶ月　佐扶持三斗　佐弦銭四百四拾八文

是ハ数々佐稼鑽を焼并鉄道具に拵
一晝夜ツヽ入代り相勤ノ功者成者壹人
頭に定無鑽岩一体の世話致させる事

歩ニ付居ル鍛冶を地鍛冶と云鍛冶
の外ニ足ヲて雇入ルをハ当分雇と云是
ハ殆(きうまい)来殆銭日割ヲて渡ス

一 名主　業治

是ハ銀山内諸役ヲ扱ひ致ス者ニて
佐稼方ヲハ不拘(かゝはら)ニ近来相始リ銘目之

一 小屋頭　無給

是ハ銀山間歩限リ〳〵ニ一銀分と名
付境(さかい)ニ之所ニ居ル所ニ是ハ小屋
を名扱ひ、町方ニ名主同歩ニ觸流(ふれなが)しハ

の儀中継想して小屋中不志ヲ出の義
心付ケ作ルものヲて佐稼方ニハ拘リ不申
古来よりこれある銘目なり

一 加勢ニ

是ハ前段の通リ一局歩の内銀地を極め
稼所を持ち稼ヽ其のヲて山師の手ヲ
付相勤一変の主之

一 穿子請

是ハ諸穿子人数入立請負居左日ニ
佐渡ニ相請させ其のなり

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

一 穿子頭

是ハ功者成ニその想穿子の頭に根無
穿子ふ集ホ無之根無日相働山元へ
召連其堂り夫々差組ホ致ニ者まて
穿子請の下代なり

一 本ノマヽ 仁僧穿子

是ハ山留の手僧いたし相勤ニ者普請
の根子見習切者ニ成ニへハ山留に相成ニ並
の穿子と遠佐雇者同おまて働方も
山留に准しいなり

一 丁場穿子

是ハ数内普請の節山留手僧に差添へ
莫銭普請場所ホ名ホ名除相働ハ
その人想して数内普請者之所を丁
場と云依之右場ハ莫銭働ニ者故
丁場穿子と云まゝ数内の土石を周へ
披出させて処を詳向といひ明ニ向元穿行ハ
跡を云

一 鑽通穿子

是ハ数内穿場へ鑽持遅ひニ者まて一畫

粗宛に代り合度々往返致し尤鑽数
多きひ處許へハ或人三人宛指驅鑽
数少き處処へハ壹人にて二度三度も
かけ持相勤ゝ

一 鞴指穿子

是ハ鍛冶小屋にて鑽焼に培(あと)土一ツに
壹人宛無之鞴(ふいこ)指に者なり

一 荷揚穿子

是ハ前段に其之處内より穿出頁揚、
其の之手傳より此荷揚退の惣名哉五段

穿子と云以前ハ此者なく大穿子小穿
子と賃銭をこけ不ゝに無ひゝ処近来五
段に別是ハ且深處にて縫頁揚勝手
悪處所ハ場和の上に車哉仕掛鏈を釣(つるべ)
あけてこれを歩法り穿子と云深處に
限里其之に当時ハ右車仕掛之場和無之

一 水替穿子

是ハ處内稼所に水有之ゝへハ切場各替
と云て其所に付居り稼方に水際にする
ゆゑ汲捨ものをふ石水替の持ゝ各汲

桶を鐵桶（たつおけ）と云鉄にて編を〻桶之切場の
編に請船とて四角なる箱を長重き人
鉄桶にて水汲込て諸ハ又外の水智請
船より汲揚分の船へ汲うへ如此順ろに
水なし捨て而すていくつも請ふ手を長へ
重水汲送りし是を手繰といふ水流し
捨ても帰らず草地の所を各廊下と云
氏各廊下迄汲遠り此に手繰に取成らず
下より上へ揚〻而も井車を仕掛（しらけ）段〻と
汲上ゆゑ右水廊下迄揚おさ見〻而を引

捨と云場所により請ふ手長重難き
所ハ木を横に渡し壁のとゝ称だ出して
除（とけ）るあるひハ板にて張り水の洩らざる
様に致し水を汲渡をふぶ以と云請舟
長重て所我船屋敷と云水智病氣指
合ホにて不案の時急〻雇入〻代りの人
をあんこと云各智の内に設を定置水智
の住所に能存長〻何町誰〻と人を
さし雇入せ語致〻者を人さしと云稼所
に五之所六尺寄りうへハ水智寄子

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

武人以て相増、定法にて是を出人と云

水上輪樋

是ハ古来数内の所を引揚、樋にて数々浅深度捨により百有も武百有も明らかならべき事に人を人今里にて水引あけ外雲によつてその筋まてハ当時の水うへ樋引といふものゝ右の如きむきにてハ入用通分相々まるて付中有るよりつるべにて汲あけるを仕出し水汲あけの勝手悪益(ゑき)成得なり

当時佐稼間歩并銀山内一体之事

一 青磐間歩

惣数地坪数四百四拾九坪余佐番和建坪六拾坪余鍛治小屋建坪三拾六坪建場小屋五軒とへ小屋武軒

此間歩の義芝長九辰年間發以後盛衰により上度中絶致不元祿四未年承興以来当時迄中絶無之外釜の口ら三ツ合まて冒数七拾三間

山師四人

味方与次左衛門　大坂仁市郎
島川想之淸　村上善十郎
帳付　武人　油粤　壹人
穿子巻　武人　山留　武人
穿子巻　三人　山留　五人
樋番匠　壹人　小遣　武人
荷之番　壹人　加茶二　三拾一人

一　基五間歩
想發地坪数　三百拾七坪（つぼ）　余活粤而建
坪　三拾九坪　余鍛冶小屋建坪拾五

坪建場小屋壹軒
此間歩の義天和元酉年開發以後（しゅうゆう）
中絶致し処貞享四卯年再興以来当
時迄中絶これなし
釜の口より三ツ合迄間数百間三尺
山師四人
大坂仁市郎　味方与次左衛門
鳴川想之淸　村上善十郎
帳付　武人　油粤　壹人
山留　武人　穿子巻　武人

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

山留　三人　小き　武人
荷番　壹人　加東　五人

鳥越間歩

惣数地坪数九百五坪余店番所建坪
四拾三坪鍛冶小屋建坪七坪半建場小
屋武軒

此間歩の義天和元酉年開発以後三年
中絶いたしこと知元禄四未年再興以来
当時迄中純無之ハ

釜の口より三ツ合迄間数百五拾間

山師四人

松末久右衛門　秋田権右衛門
下田清次郎　寺崎太郎右衛門

帳付　武人　油番　壹人
穿子き頭壹人　山留頭　壹人
穿子遣四人　山留　三人
小き　武人　荷番　壹人
加東　四人

一　中尾間歩

惣数地坪数五百四坪余店番所建坪三拾

坪鍛冶小屋建坪六坪建場小屋壱軒
此百歩の義寛永八未年間發以後毎
度致中絶之処寛永六丑年再興以来
当時まで中絶無之
釜の口より三ツ合まで間数三百拾七間
山師三人
秋田権右衛門
喜多政四郎
小川吉郎右衛門
帳付壱人
油番壱人
山留詰壱人
穿子壱人
武人

山留　武人
荷蔵　壱人
小屋　武人
かなこ　壱人

一
雲子間歩
想要地坪数九拾三坪半此番不建坪
六坪鍛冶小屋建坪六坪建場小屋武軒
此間歩の儀元禄九子年開發以後盛衰
ありて度々致中絶之不寶暦三酉年粮
又此取立当時迄相稼
釜の口より上り合迄間数武拾壱百
山師四人

味方孫太夫　味方ゟ次右衛門
村上善十郎　大坂仁市郎
帳付　壹人　穿子壹人
山留　壹人　小壹人
荷壹　壹人　かなこ　壹人
メ五ヶ所当時佐稼間歩之

一　割習歩

惣数地坪数七百弐拾五坪佐当不建
坪四坪
佐稼ハ無之ゆゑ佐当時佐杢山六ヶ所之内

此間歩之儀ハ相川銀山最初の習歩
にて慶長六丑年開發以後度々大盛
致し知延宝八申年銀山川通り大水
の為間歩口より水就り込此節第一に
いこしく七枚掘と中数の稼不及下に相成
掘り中に然望とも上通りにて相稼ニ如
年ニ不京（けい）氣（き）に相成中絶も見之ゆゑとも
寶暦元未年まで八少ニ佐稼有之如是
又至て不京氣ニ付佐稼相止り保此習歩
の義志諸習歩数内の水流出ス大名君

に付水道のこと先に立て来て諸男歩水道
の記大概左に記す
山師三人
味方孫太夫　和田十郎左衛
味方と次左衛　山岡郎壹人
山岡　武人
当山に儀先一体地紙放然へ古来より
諸男歩水吐の左先上水廊下中水廊
下下水廊下と三段に諸山の水請宜要
換水為を切盡諸男歩の水をうけ当山

にて水上輪樋を以て引捨て能き諸
男歩共段々要通りへ稼下り坐付是迄
乃水道勾配却て地高に成り吐方無之
諸男歩共要内に水湛に成り其ハ後世
諸男歩の稼相止可申儀歴然に付元禄四
未年萩原近江当前当國出支配の内諸
男歩の惣名書として右割間歩下水廊
下分南澤瀧の下と云所まて男数四百九拾
七百余男切法切法下ゝ是まても未水吐方
ふ宜ゝに付粮又右瀧の下より門前町と云

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

処へ百数百九百余法切法下ゝ此地形海面
に押並ひてゆへ切是有論ゝへハ諸山に湛
ひ水一同に割百歩へ落合ひ此水是へ出中に
尤割百歩に落之ハ水上輪樋も此落三
拾余艘不用に有成ゝ由中傳て鍬にもつて
此水是法切法下ゝ付諸百歩法水の障
其之法稼長久致しに第一此水是痛処
に落之水差滞ゝへハ諸百歩其咽喉を変
ハ同意にて法稼一時に退轉致ゝ大事の
大水是之門前町へ水出ゝ日我水戸口と云

此水戸口より水道壱山境と云所迄百
数千四百三拾七間落之

一

清次間歩

此百歩之儀元和五未年開發以後聚衰
により里度ゝ中絶いたしこへとも寶暦元未年
迄ハ少ゝ法稼落之ゝ処至る不景氣ゝ付法
稼者相山法百切法御付同年六月より切ゝ処
是迄無程相止又ゝ少ゝ法稼法御付同三
酉年迄法稼山にて落之ゝ処一体其節相
稼ゝ長作数とも不けこへも場所にて宜数

鏈も為之ゝへ法稼相續ニ而同年
か又ゝ相止中ハ殆る知右長作数ゝ儀捨無
うこき場所ニ付寶暦九卯年隣山大切山
ニ歩より長作数への煙ぬき切山法任付
相稼ゝ尤南間歩の方も少ゝにても出方
為ゝ儀法益筋ニ付青盤ニ歩法稼大工
の内用立ニて同年より法稼為之当時迄
相稼ゝ
釜の口より三ツ合迄ニ数弐百間弐尺弐寸
山師四人

秋田桂蔵
小川吉郎左衛門
新多政四郎
和田十郎左衛門
かなこ　吉人

一

新間歩

此間歩ハ儀明暦二申年開發以後盛
表ニ成ゝ中絶致ゝ得とも寶暦
元未年まゝハ少ゝ法稼為ゝ知ゝ不
京家ニ付法稼相止ゝ併此ニ歩ニ儀志
割ニ歩より是常数内手入ニ致ゝ指法
仰付水為のこめ致立ゝ為ゝ知全体

稼所多き処山へ皇処在之ニ者ハ不絶
相形自分稼ニ致シ当時も相形者在之
中尾万歩出稼大工の内立用ニて出稼
此節付相稼ハ当山ニ
釜の口より西ニ南北へ相分ケこ有之ハ今
万数無之
山師五人
味方孫太夫　松本久右衛門
和田十郎右衛門　小川吉郎兵衛
下田清次郎　加るこ弐人

一 相川銀山と云ハ東向左澤右澤の中ニ山成
降安沢右弐安沢の右右ニ釜の口を結び
右ニ北ハ相稼ニ右沢入口間山口右沢入口成
六拾枚口と云安知とも　口数も所在見ハ
内へハ入こ間ニ無用の者入こ義相成らざる
論牛馬入る義法度（はつと）止ル
一 銀山地所之儀右左沢の川筋を境ニ付
ハ下西川村南ニ付ハ羽田村乃内と申儀ニ而
河原之銀山と村との境目と定ル儀古来
よりとや候処之外畢竟（ひつきやう）釜の口を結び事

入ハ子ゆへ以ハ岡山の地所ニ貪着なく
銀山立ニ義ニ及ミ
鶴子地所ニ義深根村の内ニて法代皮
支配ニ付去ル寅年石谷侍後守殿当国
法支配ニ蒙御代皮所ヶ銀山一体引渡
の筋鶴子銀山向後吉板の後法掛合ニ
之池田喜八郎殿より法勤定所へ伺の上
中来ニ曲ニて翌卯年喜八郎殿より中
来ニ趣ニ付侍後守殿ヶ返翰ニ成され掛
合濟

鶴子銀山向後吉板ニ儀ニ付先達而法對談
ニ及ハ趣法勤定所へ法中達の和地和家教
人別ハ弥法代皮所澤根村へ附ニ筈ニ中来ヽ
よし依之以来拙者法支配町人百姓ニても右
鶴子の内新切山并右ヨリ出稼場柳山出柄
山ホの願人ニ之ニハ地所吹味ニ儀志ニ許
へ中を村方障ニ無之儀法乱法中越の和成田
右地知より吉揚ヽ金銀稼方粉成吹立ホ
の儀ハ拙者とも支配町人百姓ニ中ニ及ハ
鶴子配知ニ者ニても都て金銀稼ニ付ヽ職

分一体の吟味ハ地方支配ニ而ハ見極兼候支
配之者ニ候而も右職ニ付而の咎メ等仕兼候ニ付
拙者共ニ而ハ右之通申付候と存候得共難成由
被承知候

一 拙者共支配下町人百姓并其外支配下の
者ニ候とも在之御代官所之内ニ而山稼いたし
相川銀山へ相かせぎ稼成吹立候村方ニ而
被成候由ニ致候ハ此方支配之者ハ拙者
共より申談候吟味の上ニ而申付右稼ニ付不
埒ニ而も有之候ハヽ其許ニ而咎メ等申付可

被成由御念稼成ハ其村方ニ而稼候とも相
川へ持出床屋ニ而吹立候者山之儀相稼候ハ
是又支配下之者ニ而右職ニ付ての吟味咎
等も此方ニ而可申付儀と存候得共被成由被承知候

一 此方支配之者御代官所之内ニ而山稼の段
稼成吹立相川表ニ而いたし又稼り此方へ相
出候ハ揚所陸上之儀中を存知上陸候之
ニおゐて前条鋳子同様と存候得共御
且其支配下の者相川銀山稼の儀其許へ
相出候ハ添簡を以其中嫌吟味の上可申付勿

論職分ニ付ての咎ニも此方ニ至て中付義
と申候得ハ成る由致承知候右は兼諸之趣河
ニも致承知向後ニ面之通相心得申候已上
卯四月

一 銀山内ニ有之小家居をハ惣じて小屋と云ふ
小屋ニ住居致る者ども切支丹宗の儀ハ前
限ニ在之ニ小屋頭之者人別相改ニ出ヘバ
青盤銀分ハ青盤男出山師ニ出五銀分ハ
出五男出山師之此外も准之銀分限り
山師の右吟味いたし相違無之旨名前帳面
ニ奥印いたし山方役所へさし出ニを相又山方
役相糺之上小屋数并男女人数出付候役所
へ差上ニ

一 銀山内ニ者之ニ諸商物ハ役銀ハ名主の者
是を取立毎月地方役所へ相納ニ当時山内
ニ在之ニ商人左之通り

一 清酒商人三人
一 餅商人壹人

相川町より銀山内へ入ニ諸商人糞茶を始め
魚類八百屋豆腐地製煎餅團子酒等
諸所小男物類ハ何商人何町誰と云ふ事

佐役所之燒印在之鑽札を山方役所より
打渡し垂毎口以来佐当所而改まを通行致さ
せ此佐役鑽ハ相川町小役銀乃内まを銀山
へハ不拘ゝ

一 相川佐役所大御門より銀山への道法(ミちのり)并
銀山順在

左澤

間山口御番所

大佐川より是迄拾五町三拾四地方拾貳
丈八尺余ありし

割間歩

大佐川より是迄拾五町五拾八間口山
佐当所ゟ当間歩釜ハ口迄貳拾八間

中尾間歩

大佐川ゟ是迄拾九町四拾六間割間歩者
釜の口より当間歩釜の口迄三町四拾八間
当間歩ハ唯為なれども脇道まを注意ここハ
なりし

新間歩

大佐川より是迄拾九町四拾壹間割間歩
釜の口より当間歩釜ハ口迄三町四拾八間

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

大切山乃歩
大佐川より是迄弐拾三町五拾三乃五人形
乃歩釜の口ゟ当乃歩釜の口迄四拾壱乃三尺
清次間歩
大佐川ゟ是迄弐拾六町四拾乃大切山乃歩釜
の口ゟ当乃歩釜新口迄弐町四拾六乃弐尺
青盤間歩
大佐川ゟ是迄弐拾八町弐拾九乃弐尺清次
乃歩釜の口ゟ当乃歩釜の口迄壱町四十九乃弐尺
多越乃歩

大佐川より是迄三拾壱町弐拾七乃七尺青
盤乃歩釜の口ゟ当乃歩釜の口迄弐町五拾
八乃壱尺大佐川より当乃歩釜の口迄地形
上り七拾弐丈弐尺余
市乃勢乃歩
大佐川より是迄三拾六町二十八乃四尺多
越間歩釜の口ゟ当乃歩下口釜の口まで
四町壱乃
右澤
六拾数口法書所

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

大佐川より是迄拾九町三拾間

甚五間歩

大佐川より是迄弐拾弐町五拾七間六十枚へ
佐渡而分歩釜の口迄三町弐拾七間

雲子間歩

大佐川より是迄弐拾七町弐十八間雲五間歩
釜の口より歩釜の口迄四町三拾間
雲子間歩歩のもしより鳥越間歩佐渡所
まで山原の間五町弐拾壹間此原を雲子
越と云間山六十枚夫口取佐渡所うちより

うへハ山ミち通り銀山内想廻り弐拾九町余

銀山壹ヶ年分佐入用大概

一 銭三万四千弐百弐拾五文

是ハ大工穿子賃鍛冶鉄炭代揚鉄賃
水替賃筋見(すじミ)給品師振雑物要図佐雇
のその給銭銀山六ヶ処番所ニ入用後(ごとう)茂(がり)樹
賃佐祈禱料佐手当役金小者給銀山付
諸役所小入用小者給銭ホの分

一 金五拾両

是ハ銀山并要勝場ニ於善請入用 狸皮（こぬきかわ）
鞴（ふいご）ニ於買上之分

一 金三拾両弐分 鉄七百弐十三文 米九石四斗
是ハ銀山山方ニ於勘定仕上ニ江戸表へ
罷越者雜用

一 米八百五拾三石弐斗八升
是ハ山師筋見繪圖師振組師要岡
ニ於雇のもの ニ於扶持方鍛冶給米ニ於祈禱
料銀山付役人役扶持ニ於用扶持ニ之分

一 諸紙弐百五拾三束壹帖三拾四枚

是ハ銀山附諸役所入用

一 油百四拾壹石壹升三合九夕三才
是ハ大工縫油丁場要下り當所燈油
間山六拾枚要當所床屋燈油

一 鑽拾万弐千六百弐拾五本

一 燈心拾壹貫百八拾目

一 留木八千六百三拾弐本
切廣ヶ御入用壹ヶ年分大概

一 銀六貫九百六拾七匁六分七厘八毛五拂
是ハ大工穿子賃鍛冶給銀給米代銀代揚

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

駄賃

一 鑽千七百拾七本

一 油弐石壹斗五升六合九勺六才

大道間切法入用壹ヶ年分大概

一 銀拾三匁四百七拾七匁七分九厘七毛五拂

是ハ大工穿子賃小入用炭代鍛冶給銀給米代分

附ヶ札

一 油五石弐升五合

一 鑽四千六百八拾本

此二品大臣ヨリ切入用代銀ニ而出載可申候ニ付産ヽ

米代銀相究リ不申故追付極次第可加へ積リ

相川金銀銅山古間歩大概

一 諏訪間歩 一 開東間歩 一 籠屋ヨリ歩

一 柵際間歩 一 割ヨリ歩 一 赤塚間歩

一 割ヨリ歩七枚柵ヨリ歩 一 惣太夫ヨリ歩 一 次助間歩

一 柱坪ヨリ歩 一 父間歩 一 角行ヨリ歩

一 右近間歩 一 卯左衛門ヨリ歩 一 矢田覚左衛門ヨリ歩

一 清兵衛ヨリ歩 一 金町間歩 一 次太夫間歩

一 心天間歩 一 三助間歩 一 三平間歩

一 元青盤間歩 一 外山又右衛門ヨリ歩 一 土阿弥ヨリ歩

一 嗟峨臣兵衛ヨリ歩 一 藤五郎ヨリ歩 一 善次ヨリ歩

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

一 熊登也間歩
一 黒瀬乃歩
一 茂太夫間歩
一 赤塚乃歩
一 小原間歩
一 鶴目宗左衛門乃歩
一 檜皮（ひこ）間歩
一 華屋乃歩
一 嘉右衛門間歩
一 嘉多見間歩
一 源五乃歩
一 佐渡黄金乃歩
一 八雲目乃歩
一 大和屋間歩
一 そうし乃歩
一 弥兵衛間歩
一 弥藤門乃歩
一 川端又左衛門乃歩
一 赤石乃歩
一 半左衛門乃歩
一 三浦乃歩
一 鉄蛇間歩
一 尾花（おてふ）間歩
一 瀧の下間歩
一 小半乃歩
一 永房乃歩
一 新間歩
一 日向間歩
一 鐘の尾間歩
一 諸路乃歩

一 法仙間歩
一 佐渡横谷乃歩
一 山田間歩
一 鰐（ハコ）口間歩
一 古口玄五間歩
一 佐右衛門乃歩
一 道遊（とうゆう）乃歩
一 佐渡横谷乃歩
一 近江三浦乃歩
一 京孫左衛門乃歩
一 弥兵衛間歩
一 下り松間歩
一 主兵衛間歩
一 古口甚五乃歩
一 作右衛門乃歩
一 才兵衛乃歩
一 外記間歩
一 惣吉間歩
一 駿河十三郎乃歩
一 元雲寺乃歩
一 三光乃歩
一 三ツ乃歩
一 次助間歩
一 明石又左衛門乃歩
一 徳太夫間歩
一 宗清間歩
一 宗遊間歩
一 近江庄兵衛乃歩
一 日休乃歩
一 中の尾平間歩

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

一石坂乃歩　一上田冬七乃歩　一中使間歩
一久味乃歩　一小瀧間歩　一勤兵衛乃歩
一たぞまや間歩　一越中浪屋乃歩　一向山割乃歩
一弥浪兵衛乃歩　一多越太夫乃歩　一市の勢乃歩
一白子乃歩　一桜間歩　一次左衛門間歩
一加賀弥十郎乃歩　一山留平間歩　一不動乃歩
一とんたや間歩　一夕白（ゆうしろ）間歩　一七助間歩
一松木間歩　一清次乃歩　一作度間歩
一宮左衛門乃歩　一佐左衛門乃歩　一但馬横谷乃歩
一大切山乃歩　一漱左衛門乃歩　一九左衛門乃歩

一五左衛門乃歩　一越中仁兵衛乃歩　一志の瀬乃歩
一元鳥越乃歩　一与市間歩　一近江屋志乃歩
一多兵衛間歩　一茶屋平乃歩　一新吉間歩
一左近乃歩　一大作乃歩　一石腸乃歩

左々金銀銅山古乃歩大概

一大野村大水晝間歩
一西野村佐出嘉間歩　一屏風沢庄右衛門乃歩
一松ヶ沢新切山乃歩　一沢根村鶴子乃板平水晝長右衛門間歩
一三左衛門乃歩　一伐兵衛乃歩
一鶴子間歩　一多々郎左夫間歩

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

一 新階屋乃歩
一 下戸麦間歩
一 罵嶋乃歩
一 百枚間歩
一 京乃歩
一 鷲平仁兵衛間歩
一 三登目乃歩
一 大切山乃歩
一 金光間歩
一 了海間歩

一 十一郎間歩
一 天道間歩
一 茂右衛門乃歩
一 大須村 惣五郎乃歩
一 百三拾目間歩
一 鷲平き治ん乃歩
一 新穂村 伊茂乃歩
一 小豆村 釈間歩
一 月切谷村 源吾乃歩
一 不賀浦三ツ乃歩

一 不賀浦嘉右ヱ乃歩
一 戸中村 赤右衛門乃歩
一 撮間歩
一 田壁浦村 桂山松木乃歩
一 赤岩間歩
一 松木乃歩
一 正永沢乃歩
一 弥十郎乃歩
一 林壁浦村 黄金山間歩

一 小川村 羽賀山乃歩
一 大綱間歩
一 清蔵乃歩
一 入川村 古口乃歩
一 新日間歩
一 灌金乃歩
一 小狭村 河内乃歩
一 手布村 廣沢間歩
一 遠岩村 小遠乃歩

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32
ガラス使用

859
32

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32

ガラス使用

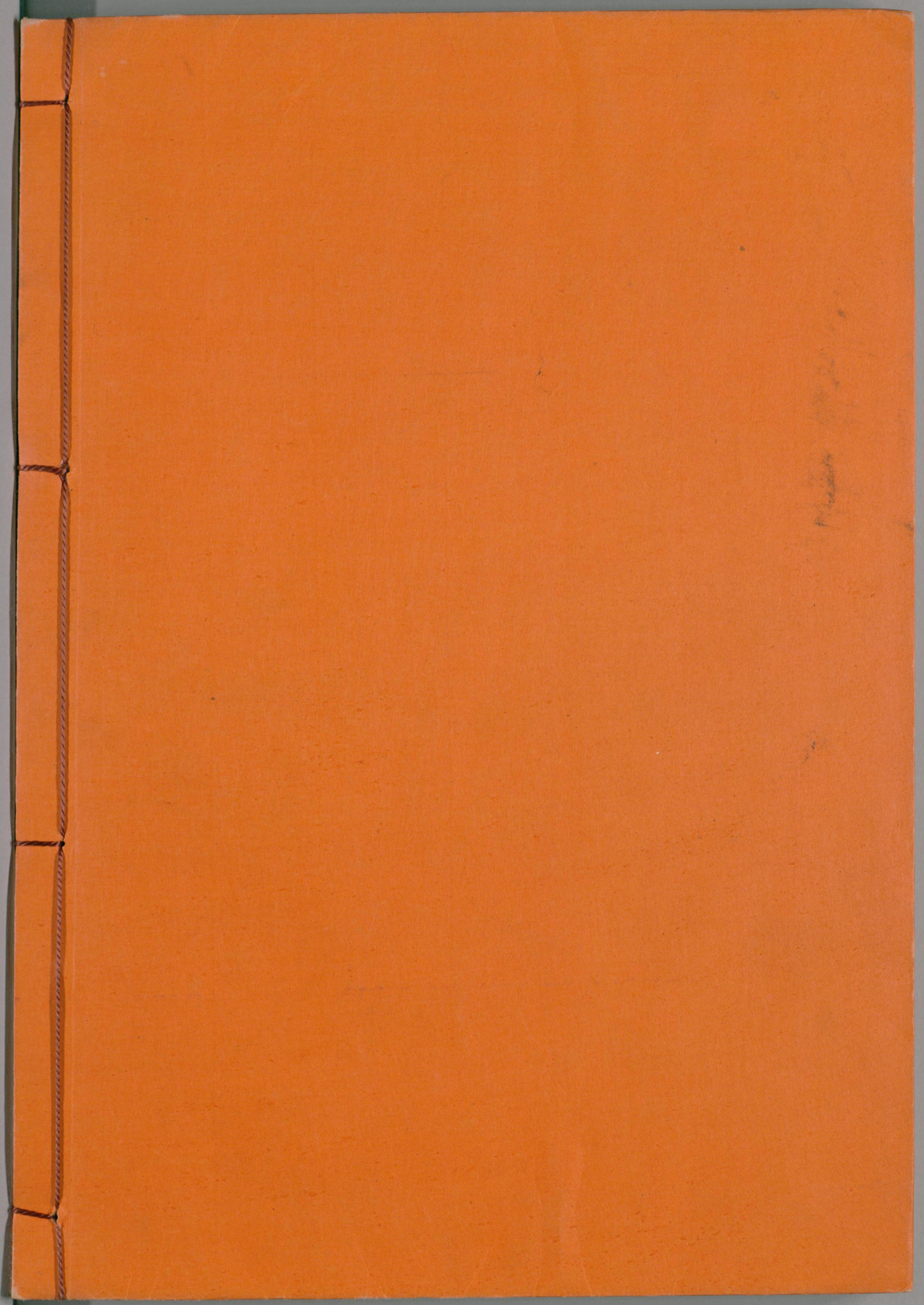

国立国会図書館　タイトル『佐渡物産志 4巻』 請求記号 859-32

ガラス使用